

安全活動助成金交付要領

1 主旨

市民生活に危害を及ぼす犯罪、事故及び災害の未然防止を目的とする活動経費の一部を助成し、安全活動の推進を図る。

2 助成対象者

- ・学区地域安全連絡会
- ・職域安全連絡会及び職域安全連絡所
- ・子ども安全リーダー連絡協議会
- ・少年補導(委)員会

3 助成対象事業

助成対象者の事業で次にあげるものを対象とする。

- ・地域、通学路等での防犯パトロール活動
- ・研修会、講演会の開催
- ・啓発用看板、パンフレット等の作成
- ・広報誌の作成
- ・啓発用材の購入
- ・防犯機器等の維持管理費用
- ・その他犯罪等の未然防止を目的とした安全活動

4 助成金額

年度1回限り、40,000円を限度とする。

5 助成金交付手順

助成対象者から申請書(様式1)の提出を受け、助成対象として認められる事業の助成金を指定の口座へ振り込む。

事業完了後又は申請年度末3月31日までに報告書(様式2)で報告を受ける。

附則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。